**インターハイ男子サッカー競技に合わせたＪヴィレッジ魅力発信業務委託仕様書**

公募用

この仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が「インターハイ男子サッカー競技に合わせたＪヴィレッジ魅力発信業務委託」（以下「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

**１　委託業務名称**

　　インターハイ男子サッカー競技に合わせたＪヴィレッジ魅力発信業務委託

**２　事業目的**

　　インターハイ男子サッカー競技の固定開催を好機と捉え、本県の復興状況や魅力を発信するとともに、Ｊヴィレッジの知名度向上を図り、選手はもとより多くの来場者に満足いただける大会とすることで、Ｊヴィレッジのさらなる利活用促進につなげる。

**３　履行期間**

　　契約日～令和７年１０月３１日

**４　業務内容**

　⑴　大会期間における快適な環境の提供

　　ア　大会は猛暑期間（令和７年７月２６日～８月２日）に実施されるため、冷房機能のある休憩所の設置等により、選手や来場者に対して快適な環境を提供すること。

　　イ　本県の先進的取組（再生可能エネルギーや水素エネルギー）の発信につなげるため、休憩所には「移動式発電・給電システム「Moving e」」（以下「Moving e」という。）を使用すること（燃料電池バス車内を休憩所として使用）。

　※ トヨタ自動車からのMoving eレンタル費用は、600,000円で計上すること（レンタル費用以外の下記に要する費用についても委託料に含めること）。

〈 Moving eの使用に際し、受注者による対応が必要な事項（主なもの） 〉

　・会場内での移動（車両運転）

　　※ Ｊヴィレッジ施設内、ＪヴィレッジとＪヴィレッジスタジアム間の移動等

　・実施期間中の操作

（エンジンの始動・停止、エアコンの稼働、給電システムの起動・停止等）

　・実施期間中の管理全般

※ レンタル期間中及び返却時の水素充填含む

　・保険の加入

〈 同対応が不要な事項 〉

　・Moving eの使用予約

　・トヨタ自動車保管場所からＪヴィレッジ内指定場所への搬入

（終了後の搬出も同様）

〈 Moving e使用時のトヨタ自動車からのレンタル物品 〉

　・FCバス（CHARGING STATION）１台

　・可搬型外部給電器（Power Exporter 9000）２台

　・ポータブル蓄電器（LiB-AID（リベイド）E500）１０台

ウ　Moving eの外部給電機能を活用し、快適（冷涼）な環境を提供すること。提供手段については提案すること。

（例）テントとスポットクーラーを用いた休憩所の設置

首掛け扇風機等の貸し出し（外部給電機能により充電）

　　エ　実施期間は以下のとおり。

　　　　①大会初日　～２日目　Ｊヴィレッジ（１・２回戦）

　　　　②大会５日目～６日目　Ｊヴィレッジスタジアム（準決勝・決勝）

　　　　なお、設置場所については、契約締結後に発注者が提示する（ピッチ上への設置は不可）。

　⑵　Ｊヴィレッジの魅力発信につながるスタンプラリーの実施

　　ア　Ｊヴィレッジ施設内の周遊を通して、震災からの復興のあゆみやＪヴィレッジの魅力等を発信できるスタンプラリーを実施すること。

　　　（例）復興のあゆみを紹介する「Ｊヴィレッジストリート」

　　　　　　県産食材を用いた魅力的な料理を提供する「レストランアルパインローズ」

　　　　　　Ｊヴィレッジの名所である「蹴球神社」

　　イ　スタンプラリーの景品（1,000人分）を用意すること。

　　　　※ 景品の単価はおおむね500円とする。

　　ウ　実施期間はＪヴィレッジ（スタジアム含む）で試合が開催される全期間（計６日間）とする。

⑶　県内外への情報発信

　　　　県内外からの下記を対象とする来場者の増加を目的とした大会本体及び当イベントの概要を掲載した広報ツール（ＰＲチラシ等）を作成の上、同ツールを活用した情報発信を行うこと。

〈 ターゲット 〉

　県内：全県の中学校・高校、全県の小学校～高校のサッカーチーム（スポ少、

クラブチーム）、浜通りエリア在住者

　県外：出場選手の保護者、出場校の学校関係者、福島県近隣のサッカー強豪校

　　　　※ 情報発信の手段については、発注者と協議の上、決定すること。

（県内の中学校・高校、小学校～高校のサッカーチームへのＰＲチラシ送付は、

データ対応となることに留意（発送費計上は不要））

⑷　特産品販売・観光ＰＲブースの設営・撤去

　　　　会場（Ｊヴィレッジ、Ｊヴィレッジスタジアム）内において、下記により県及び地元市町村による特産品販売や観光ＰＲのためのブース設営・撤去作業を行うこと。

　　　　なお、設営・撤去日時やブース設置場所、その他必要備品については、契約締結後に発注者が提示する。

〈 ブースについて（想定） 〉

　・テントサイズ：１.５間×２間　を２張

　・設置期間：①大会初日　～２日目　Ｊヴィレッジ（１・２回戦）

　　　　　　　②大会５日目～６日目　Ｊヴィレッジスタジアム（準決勝・決勝）

　・その他必要備品：横幕、テントウエイト、テーブル、イス、ディスプレイ、

冷蔵庫、冷凍庫　など

　　※ 電源については、Moving eの外部給電機能活用を想定。

⑸　Ｊヴィレッジ周辺施設の周遊促進につながる取組の実施

　　ア　大会期間中、来場者のＪヴィレッジ周辺施設の周遊促進につなげるため、会場（Ｊヴィレッジ）周辺の情報を掲載したマップを作成すること。

　　イ　上記マップについて、大会期間中、シャトルバス乗り場やＪヴィレッジ駅前、Jヴィレッジスタジアム等、定期的に多くの人が集まる場所で配布すること。

　　ウ　上記マップについて、全出場校の決定後速やかに、各校に送付すること。

　　エ　上記以外にも、周遊促進につながる取組があれば追加で提案すること（※必須ではない）。

**５　業務体制・著作権**

　⑴　業務体制

受注者は以下の内容を踏まえた体制で本業務に臨むこと。

ア　本業務に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面にて報告すること。また、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

イ　スケジュール管理を徹底するため、発注者との打ち合わせを密に実施すること。

⑵　著作権

ア　本業務により製作される成果物の著作権は発注者に属するものとし、成果品の構成材（写真やイラスト等）については、発注者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

イ　印刷物、看板、サイン等において使用する素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。なお、これらを使用する際には、受注者において、権利者から事前に二次使用を含めた仕様の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

**６　経費負担**

本業務の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること（施設利用料を含む）。

ただし、受注者の責めに帰す理由で発生したキャンセル料や遅延損害金等は本業務委託料の対象としない。

**７　提出書類**

受注者は、次の書類を提出しなければならない。

⑴　着手届（様式１）（契約締結後速やかに提出）

⑵　業務工程表（任意様式）（契約締結後速やかに提出）

⑶　完了報告書（様式２）（事業完了後速やかに提出）

⑷　その他、発注者が必要と求めるもの

**８　成果品**

受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに成果品として実績報告書（様式３）と以下の内容を記載した書類を発注者に提出しなければならない。

⑴　イベントの企画運営に関する内容

⑵　イベント当日の写真（カラー）

⑶　その他発注者が必要と認めるもの

**９　契約に関する条件等**

⑴　無料サービスの原則

原則として手数料若しくはこれに類する費用の徴収は禁止する。

⑵　再委託の禁止

本事業の全部又は一部であっても発注者の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

**１０　受注者の責務**

⑴　本業務に関するトラブル等に関しては、受注者が責任を持って対応すること。

⑵　受注者は、個人情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法等の諸法令を遵守すること。

⑶　本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。

⑷　個人情報については、他の目的で使用すること及び売買することを禁止する。

⑸　上記⑶及び⑷については、本事業の委託契約が終了した後も同様である。なお、個人情報が記載された資料については、事業完了後、発注者に返還すること。

⑹　委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から５年間保存するものとする。

**１１　その他**

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

ただし、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。